とうがらし「香川本鷹」県保有種子取扱要領

制　　定：平成 29 年 2 月 1 日　28 生流第 71026 号
一部改正：令和２年２月 20 日　元生流第 67386 号
一部改正：令和３年８月 16 日　３生流第 33344 号
一部改正：令和５年８月８日　５生流第 103398 号
一部改正：令和５年 10 月 11 日　５生流第 146529 号
一部改正：令和７年６月 10 日　７生流第 63314 号

（目的）
第１条　この要領は、香川県の伝統野菜である「香川本鷹」の生産振興に資するため、香川県農業試験場が遺伝資源として保存している「香川本鷹」の種子の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（分譲の範囲）
第２条　種子の分譲を受ける者は、香川県内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人の種苗業者（種苗法（平成 10 年５月 29 日法律第 83 号）の規定による）に限る。

（分譲の手続き）
第３条　香川本鷹の種子の分譲を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年９月 30 日までに、香川県農業試験場長（以下「場長」という。）に種子分譲申請書（様式第１号）を提出するものとする。
２　場長は、前項により種子分譲申請書の提出があったときは、適否を審査し、種子の分譲の適否及び次二項について、申請者に様式第２号により通知するものとする。
３　場長は、分譲可能な種子量の範囲内で種子を分譲するものとし、必要に応じて譲渡量を調整することができる。
４　場長は、種子の分譲を行おうとする場合において、特に必要があると認めるときは分譲の条件を付すことができるものとする。
５　場長から第２項による分譲する旨の通知を受けた申請者は、場長が定める方法により種子の分譲を受け、その対価を納入するものとする。

（分譲の対価）
第４条　香川本鷹の種子は有償で分譲するものとし、その価格は場長が別に定めるところによるものとする。

（分譲された種子の取扱）
第５条　第３条により種子を分譲された者（以下「使用者」という。）は、その種子を種苗として販売又は種子の増殖に供することができる。
２　前項による種子の増殖は、香川本鷹の形質等が維持されるよう交雑などに注意して実施されることを条件とする。ただし、概ね３年に一度は香川本鷹の形質維持のため、種子更新を行うものとする。

（使用者の公表）
第６条　県は、県民に香川本鷹の販売店を周知するため、使用者の所在地、名称、連絡先をホームページ等で公表することがある。

（種苗販売の条件）

第７条　使用者は、種苗の販売に当たっては、「香川本鷹」と表示すること。

２　使用者は、種苗の販売を県内で香川本鷹の栽培を行おうとする者（以下「購入者」という。）に限ることとし、購入者に対して、以下の全ての事項を伝えなければならない。

（１）　栽培を香川県内で行うこととし、県外に種苗を持ち出さないこと

（２）　自らの栽培に供するための自家採種は認められること

（３）　自家採種に由来する種苗を第三者に有償無償を問わず譲渡しないこと

（４）　生産物を販売する際は「香川本鷹」と表示するよう努めること

（５）　使用者から購入した種苗を、第三者に有償無償を問わず譲渡する場合においても、その者に（１）から（４）の事項を伝えなければならないこと

（調査報告）

第８条　場長は、使用者に対して、販売や増殖に関する事項について調査を行い、報告を求めることができる。この場合において、使用者は正当な理由なく、調査や報告を拒むことはできない。

（分譲の制限）

第９条　場長は、申請者又は使用者がこの要領に定める事項を遵守しないと認められた場合は、種子の分譲を制限できる。

（その他）

第 10 条　この要領に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

附則

この要領は、平成２９年 ２月 １日から施行する。

附則

この要領は、令和２年２月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和３年９月１日から施行する。

附則

この要領は、令和５年８月８日から施行する。

附則

この要領は、令和５年 10 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、令和７年６月 10 日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

「香川本鷹」県保有種子分譲申請書

年　　月　　日

香川県農業試験場長　殿

所在地
法人名又は名称
代表者名
連絡先

次のとおり香川本鷹の種苗を販売したいので、とうがらし「香川本鷹」県保有種子取扱要領第３条により、分譲されるよう申請します。

記

１　必要種子量

mℓ

２　販売方法（○で囲む）

種子　・　苗

３　種子増殖の有無（○で囲む）

有　・　無

４　支店、営業所等でも香川本鷹の種苗を販売する場合、その所在地、名称、連絡先

５　その他参考事項

添付書類
（１）種子取扱に関する同意書
（２）登記事項証明書及び定款又は寄附行為

ただし、申請者が香川県競争入札参加資格者である場合は、（２）を省略することができる。
（注）　この申請書は、使用の内容により適宜文言を変更すること。

第１号様式添付書類

「香川本鷹」種子取扱に関する同意書

香川県農業試験場長　　　　殿

　　　　年　　月　　日付けで種子分譲申請した「香川本鷹」の種子の取扱について、とうがらし「香川本鷹」県保有種子取扱要領を遵守します。

年　　月　　日

法人名又は名称
代表者名

第２号様式（第３条第２項関係）

〔文書番号〕
年　　月　　日

様

香川県農業試験場長

「香川本鷹」県保有種子の分譲について

年　　月　　日付けで種子分譲申請のあった「香川本鷹」県保有種子に関して、次のとおり分譲〔します／しません〕。

記

１　分譲種子量
mℓ

２　分譲の条件

［分譲しない場合］
１　分譲しない理由